

令和2年度「九州エコライフポイント」省エネ製品募集について

令和2年5月1日

九州エコライフポイントは、九州7県、企業、経済団体等で構成する九州版炭素マイレージ制度推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業です。九州の住民が行う家庭での電気使用量の削減や森林の育成・保全などの環境保全活動への参加、また省エネ製品の購入にポイント券を交付し家庭や地域でのCO₂排出削減を促進に取り組んでいます。

このたび、ポイント券交付の対象となる省エネ製品の募集を開始しますのでお知らせいたします。

1 募集期間

令和2年5月1日（金）～5月31日（日）

2 募集製品数

九州全体で若干数

3 対象企業等

九州内に本社を有する企業等または九州内に工場を有し当該工場において対象省エネ製品等を製造加工する企業等

4 対象となる省エネ製品

次の から のいずれかに該当し、かつ省エネ製品等のCO₂削減量が定量化できるもの。ただし、中古製品は対象としない。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）のトップランナー基準に相当するもの

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）の基本方針の判断の基準を満たすもの

及び と同様の取扱いが適当と認められるものとして協議会が認めたもの

5 ポイント原資の負担

対象企業等は、対象省エネ製品等を購入した者に付与するポイントの原資を全額負担する。ただし、1製品当たり2,000円を取扱手数料として協議会が負担する。

6 申込方法

令和2年5月31日（日）（17時必着）までに、「九州エコライフポイント省エネ製品実施計画書」を2部、九州版炭素マイレージ制度推進協議会事務局（大分県うつくし作戦推進課）あて直接持参または簡易書留郵便のいずれかの方法により提出する。